

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止扱い（欠席扱いとしない）となり、登校できません。つきましては、主治医の指示に従い、登校許可がおりるまで自宅で療養してください。

医師から下記の感染症と診断されましたら、必ず学校へ連絡をくださいますようお願いいたします。

なお、感染の恐れがなくなり登校するにあたっては、医師の診断を受け、「治癒証明書」を記入していただき、登校時に必ず持参し、学校へ提出してください。

「治癒証明書」は、本校で直接お受け取りになるか、ホームページからのダウンロードにてお受け取りください。その他の受け取り方法につきましては、担任にご相談ください。

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

分類	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ*（病原体がインフルエンザウイルス A(H5N1)であるものに限る）、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ*（鳥インフルエンザ*（H5N1）及び新型インフルエンザ*等感染症を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで